

## 議第49号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例

京都市深草墓園条例の一部を次のように改正する。

別表納骨堂の項中

永年納骨		20,000	40,000	を
永年納骨	粉状焼骨	20,000	40,000	に改め,
	その他の焼骨	50,000	100,000	

同表備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 「粉状焼骨」とは、焼骨が粉状に砕かれたものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

納骨堂における永年納骨について、粉状焼骨の区分を設けることに伴い、当該区分に係る使用料を定めるとともに、その他の焼骨の使用料の適正化を

図る必要があるので提案する。